

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

文部科学省高等教育局
学生・留学生課高等教育修学支援室

高等教育の修学支援新制度について

令和4年3月

社会・援護局関係主管課長会議

高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援室

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和4年度予算額(案) 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
 給付型奨学金 2,525億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,601億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

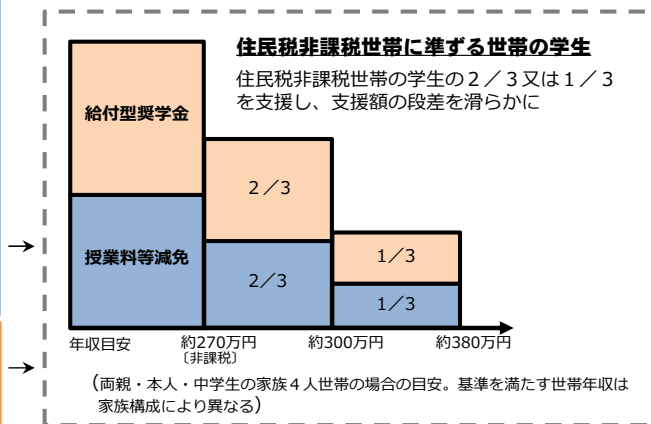
○日本学生支援機構が各学生に支給
 ○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



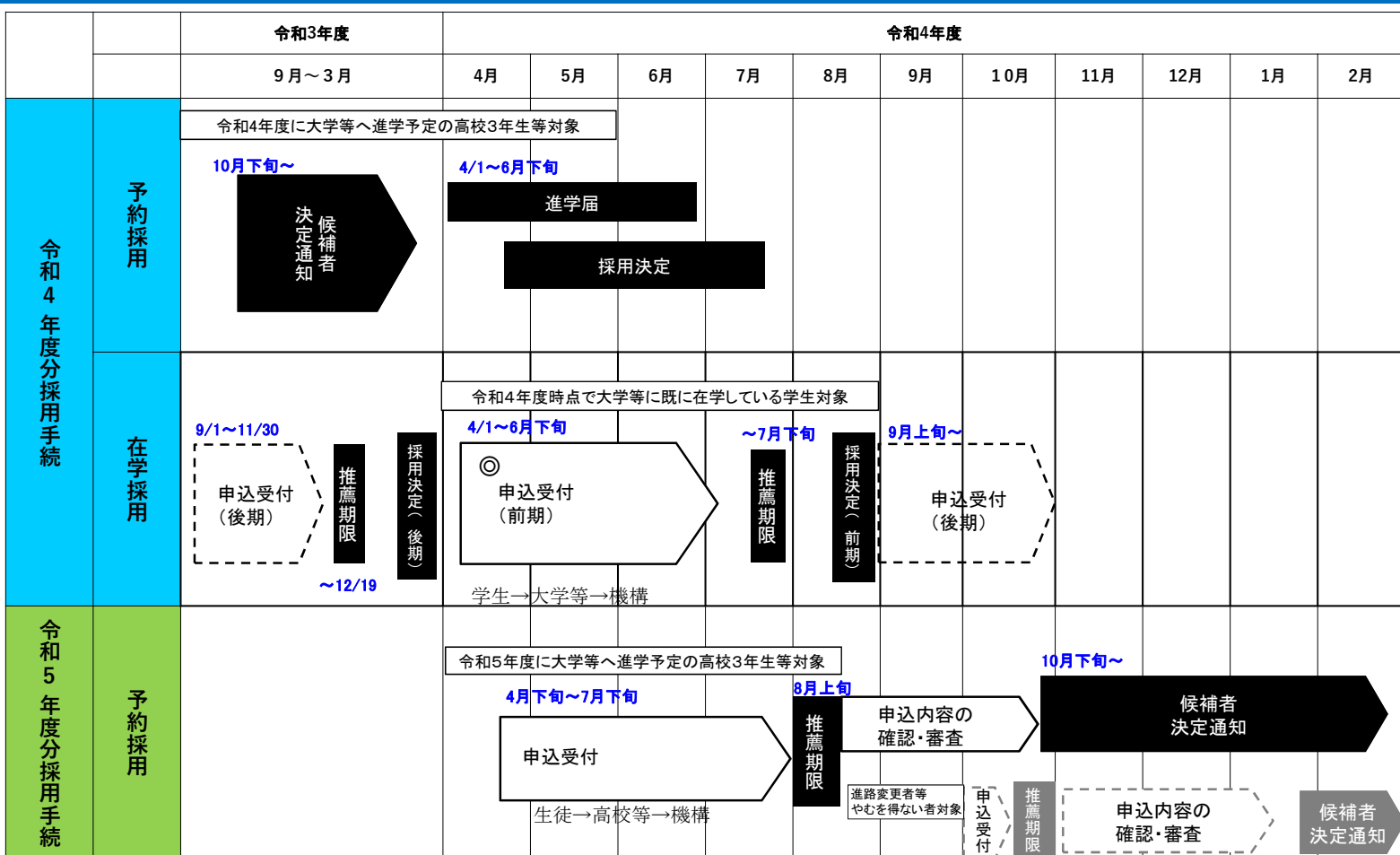
支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等教育の修学支援新制度 スケジュール(案)



(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
 (注2) 令和4年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
 (注3) 機構は日本学生支援機構を指す

授業料等減免額（上限）・給付型奨学金の支給額

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

<昼間制>

	授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額			
			月額	（参考）年額		
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

	授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	
			大学
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立	※現在開講されていない	
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
 （なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....130,000円 入学金減免上限額（一回限り支給）.....30,000円 給付額（年額）.....51,000円

※ 児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額以下のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯・社会的養護を必要とする者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

(2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

(社会的養護を必要とする者とは)

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者

が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

4

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※

※政令指定都市に市税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件（採用時）

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用 高校3年生	在学採用 1年生	在学採用 2～4年生
<p>高校2年次(申込時)までの評定平均値が、</p> <p>3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。</p> <p>3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。</p> <p>〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕</p>	<p>次の①から④までのいずれかに該当すること</p> <p>① 高校の評定平均値が3.5以上であること</p> <p>② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること</p> <p>③ 高卒認定試験の合格者であること</p> <p>④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p>	<p>次の①か②のいずれかに該当すること</p> <p>① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること</p> <p>② 次のいずれにも該当すること</p> <p>a. 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数</p> <p>b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。</p> <p>※ 災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む。</p>

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの（＝将来永住する意思があると認められた者）

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者

5

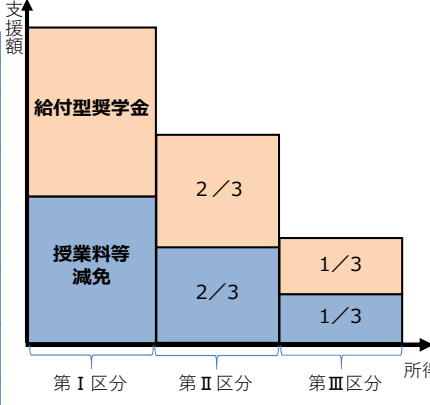
支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること
【算式】 市町村住民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。
【基準額】 第Ⅰ区分 (標準額の支援) 100円未満
 第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
 第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満
 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村住民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収(例)

	(支援額)	住民税非課税 準ずる世帯		
		第Ⅰ区分 3分の3	第Ⅱ区分 3分の2	第Ⅲ区分 3分の1
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円
ふたり親世帯 (両親が生計維持者)	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。
 「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、

- ①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。
 (URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)



資金シミュレーターのイメージ(「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」)

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション	給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)	生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。
	給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)	生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。
学生生活費シミュレーション	貸与奨学金シミュレーション	世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類(無利子奨学金か、有利子奨学金か)と貸与月額を表示。

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金(無利子・有利子奨学金)について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき(上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由
災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
※「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性
学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等
社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと(申告による。)
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す(返還等を求める。)。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学(無期限又は3ヶ月以上の者に限る。)の懲戒処分を受けた場合(3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。)
 - ・ 「廃止」の区分に該当するもののうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

8

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免+給付型奨学金)は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、**予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。**

家計を急変させる予期できない事由(急変事由)

生計維持者(学生の父母等)の死亡、事故・病气(による就労困難)、**失職(※)、災害等やむを得ない事由**

(※)失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

→ この「やむを得ない事由」の中に、**今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充**



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回(4月始期分、10月始期分)	随時(急変事由の発生後3カ月以内に申し込み)
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時(認定後速やか) ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額)	左記に準ずる額(年間所得の見込額を基に基準額を算定)
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し(年1回)	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し(一定期間経過後は通常の扱いに戻す)

支援額(例)

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

9

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。
 1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
 - ※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)
 - * オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - * 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
 2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
 3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
 4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。
 - ▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。
 - ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス(法人の決算)
 - ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス(法人の決算)
 - ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※(大学等の状況)
 - ※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度: 6割未満、令和3年度: 7割未満、令和4年度~: 8割未満

対象機関リストはこちら: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

高等教育の修学支援新制度の対象機関について

令和3年12月24日現在

区分	学校数 (R3.12.24)	確認校数 (R3.4.1)	新規 確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考)
						要件確認 割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,091	1,065	6	1	1,070	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100%
専門学校	2,686	1,965	54	7	2,012	74.9%

(注1)学校数(R3.12.24)には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(75校)、休校状態(86校)を含まない。また、廃校又は統合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

(注2)令和3年12月24日現在における要件確認を受けた新設大学等(8校)についても、学校数(R3.12.24)、新規確認校数(R3年度)、確認校数(R4.4.1)に計上。

(注3)確認大学等は、毎年5月1日から6月末までに更新確認申請書を機関要件確認者へ提出し、機関要件確認者は、8月下旬頃に次年度の確認大学等を公表する。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。



学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請のポイント

(令和3年3月高等教育局長通知「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について」等)

1. 授業料等の納付猶予・減免等について

- **入学金や授業料等の納付が困難な学生等**に対しては、新型コロナの影響により経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、**納付時期の猶予等の弾力的な取扱い**や**減免等の柔軟な配慮**をすること。
- 各大学等が独自に行う授業料等減免のうち、**新型コロナの影響により家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免**について、令和3年度においても、引き続き、これらの学生等に対し配慮すること。
- **新型コロナの影響により中退をせざるを得なかった学生が、再入学を希望する場合には、内部規定の運用等により、再入学者が支障なく学修を継続できるよう柔軟に対応**するなど配慮すること。
- 学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中に在籍料等を徴収する場合には、**納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、徴収金の再入学後の授業料等への充当等の柔軟な対応**について配慮すること。

2. 周知・相談体制に関すること

- 経済的に困難な学生等が支援策を知ることなく退学・休学等を行うことがないように、**支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、プッシュ型で情報発信**を行うこと。
- 経済的困窮や精神的な不安を抱えた学生等に対しては、**個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じる**など、適切かつきめ細かな対応をすること。相談体制については、**学内の組織体制の整備**(相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保)、**専門家との連携**等を行うこと等を徹底し、**困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応**をすること。
- 「経済的理由による退学相談の際の対応における**修学継続チェックリスト**(例)」も参考として、**丁寧かつ親身な相談対応**を行うとともに、必要に応じて学生等に支援策の情報と併せてチェックリストを周知すること。(くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにすること。)

12

大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年11月現在)

国の教育ローン(日本政策金融公庫)

貸付限度額	350万円以内(学生一人あたり)
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応(例:子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利息	年1.65%(固定金利)※2021年11月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、 受験費用は合格前から借入れ可能 。 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】(都道府県社会福祉協議会)

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯:必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間:卒業後6か月以内 償還期限:据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

労働金庫(ろうきん)の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金(入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外)に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額(10万円~50万円の間で選択した金額)が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.66%程度(固定金利)※2021年9月1日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

13

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

社会的養護・社会福祉関係者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップアドバイザーが

- 社会福祉団体等主催の進学のための教育資金の説明会や児童養護施設等での進学を希望する在学者向け行事において、大学等の進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

(実施までの流れ)

- 開催日程を決めて、会場の用意、受講者の募集をしてください。
- 開催予定の1ヶ月前までに、日本学生支援機構ホームページのガイダンス申込フォームより申込みを行ってください。
- 日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- 配布資料は印刷して送付します。派遣料も無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- ①全体説明 (50~90分程度)
 - ・大学等への進学のための資金計画の説明
 - ・奨学金事業の概略の説明 など
- ②個別相談 (30~90分程度 希望がある場合)
 - ・資金計画の作成への助言 など



※奨学金申込みの事務手続きに係る説明については、ガイダンスの内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※全体説明は基本50分からの開催ですが、30分から開催可能です。ただし、全体説明50分未満で開催の場合は、個別相談は実施できません。

(2019年6月)



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>
スカラシップ・アドバイザー | 検索

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO
Japan Student Services Organization

高等教育の修学支援新制度

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和4年4月に進学予定の生徒で、今年度実施した予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

令和2年度の予約採用(在学前の採用)は、4月から実施し、7月末に締め切りました。
進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を!

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など(注)にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注) 高等専門学校(1~3年次)の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを!

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。)





2020年4月から新制度がスタートしています!

- 対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
- 支援内容** 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の
授業料・入学金の免除/減額 + **給付型奨学金の支給** 返済不要!
- 申請期間** 2022年4月以降(学校ごとに異なります)
 ※2021年度は終了していますが、進学後に大学等にて申し込むことができます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP LINE公式アカウント



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については,
各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。